

【オーストラリア】同性関係法律の改正

海外立法情報調査室・武田美智代

* オーストラリア連邦議会では、同性カップルやその家族に対する差別的規定を解消するため、2008年5月から関係規定を有する連邦法の改正案を審議していたが、同年11月には関係法案が両院を通過、12月に連邦総督の裁可を得た。2009年半ばをめどに、関係する84の連邦法の改正がすべて施行される予定である。政府は、今回の改革が、公正で公平な社会に向けた必要かつ重要なステップであると説明している。

立法の背景

同性関係法の改正案が最初に議会に提出されたのは、2008年5月28日のことである。政府はこれを、同性関係法律の改革（Same-Sex Law Reform）の第一歩と位置付けていた。法案提出の背景には、2007年5月に人権及び機会均等委員会(HREOC)(注1)がラドック司法長官（当時）に提出した『同じ性：同じ権利』と題する報告書（注2）の存在があった。HREOCは、3か月以上に及ぶオーストラリア国内の聞き取り調査及び680組の同性カップルの文書による意見具申等によって、同性カップルの差別の実態を指摘した。また財政、雇用関係の連邦法を調査し、同性カップルが差別的取扱いを受けているとした上で、改正すべき58の連邦法を列挙した。

報告書は、ハワード前保守連合政権下で作成されたものであったが、現在の政権党である労働党も、2007年11月の総選挙に先立ち、同年4月の全国党大会で採択された党の政策綱領（National Platform and Constitution 2007）で、性別やジェンダーの同一性を理由とする不公正な差別規定を修正するため、連邦法を徹底的に検討するとしていた。ラッド首相は、政権に就いたのち、HREOCの報告書で触れられた以外に差別が規定されている連邦法についても、検討を行うよう指示していた。マクレランド司法長官は、2008年10月の講演で、ハワード前政権の11年に及ぶ空約束を、労働党政権はわずか9か月で実行しようとしていると発言している（注3）。

改正の内容と議会の審議

2007年のHREOCの報告書で指摘された改正すべき連邦法及びラッド首相の指示による連邦法の検討の結果、同性カップルが異性カップルと比べて差別的取扱いを受けている連邦法が、リストアップされた。政府は、同性カップルとその家族が、婚姻または事実婚の関係にある異性カップル及びその家族と同等の権利を享受できるよう法改正が必要であるとして、まず「2008年同性関係（連邦法における平等な取扱い—退職年金）法案」（Same-Sex Relationships(Equal Treatment in Commonwealth Laws—Superannuation) Bill 2008)を2008年5月28日に下院に提出した。続く第二段階として、同年9月4日には、一般法の整備のため、「2008年同性関係（連邦法におけ

る平等な取扱い—一般法整備) 法案」(Same-Sex Relationships(Equal Treatment in Commonwealth Laws—General law Reform) Bill 2008)が、下院に提出された。前者は、連邦の退職年金のスキームを定めている 14 本の法律を、同性カップルとその子どもたちにも適用されるよう改正することを目的とし、後者は、社会保障や税、医療、復員軍人、労災補償等、様々な分野における連邦法の法文中の「事実上のパートナー」(de facto partner)、「子ども」、「両親」の意味を、同性関係も含むように拡大することを趣旨としたものであった。

年金関係の改正法案は、下院を通過したのち、上院の委員会に付託され修正が加えられて再度下院に回付、2008 年 11 月 26 日に両院を通過し、12 月 4 日に連邦総督の裁可を得た。他方、一般法の整備法案は、やはり上院の委員会審査を経て修正されたのち、同年 11 月 27 日に両院を通過し、12 月 9 日に裁可されている。上院の審議に時間がかかったのは、上院の野党勢力が与党勢力を上回っている影響が大きいと見られ、マクレランド司法長官は、野党連合が、同性カップルに対する差別の解消という原則は支持しているのに、法案が複婚 (polygamy) を是認しているなどと主張して、法案通過を遅らせようとしていると非難している (注 4)。

今後のスケジュール

同性関係法の整備によって改正された法律は、各省庁の責任において施行される。今回改正される 84 本の連邦法に関係する省庁は、15 にも及ぶ。最も多いのは、司法省が所管する法律で、2004 年年齢差別法、1979 年オーストラリア連邦警察法、1996 年破産法、1975 年家族法等 19 本の法改正が予定されている。改正法の施行日は法律ごとに異なるが、遅くとも 2009 年 7 月 1 日までは、関係法すべてが施行される見込みである。ただし、これらの改正は、同性カップルの婚姻を認めるものではない。

オーストラリアでは、州レベルですでに同性カップルの法的権利を認めているところもあり (ビクトリア州、タスマニア州等)、今回の連邦法の改正は、それらを追認するものとも言える。政府は、同性関係法の改正を、労働党政権が進めている多くの重要な人権関連の改革の一部と位置付けている。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 13 日現在である。)

(1) Human Rights and Equal Opportunity Commission。1986 年の人権・機会均等委員会法によって設立された独立委員会で、連邦総督が任命する。差別に関する調査・調停、人権侵害の恐れのある法律・慣行の調査と司法長官への報告等を行う。

(2) Human Rights and Equal Opportunity Commission, “Same-Sex: Same Entitlement,” May 2007.
<http://www.humanrights.gov.au/human_rights/samesex/report/pdf/SSSE_Report.pdf>

(3) “Attorney-General’s Address to Marrickville Central Branch Forum” 27 October 2008.
<http://www.attorneygeneral.gov.au/www/ministers/robertmc.nsf/Page/Speeches_2008_27October2008-AddresstoMarrickvilleCentralBranchForum>

(4) *ibid.*